（通常受ける損失）

第六十七条　令第三十二条の国土交通省令で定める損失は、次に掲げるものとする。

一　借家権者に係る損失であつて新たな物件の賃借に係るもの

二　（略）

２　令第三十二条の国土交通省令で定めるところにより計算した額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一～六　（略）

七　売却マンションの借家権者にあつては、次に掲げる額

イ・ロ　（略）

八　（略）

３　（略）

様式第３（第三十一条関係）

借家権の取得を希望しない旨の申出書

（略）

借家権者	住所	
	氏名	印

（略）

備考

１　（略）

２　借家権者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

様式第５（第三十一条関係）

借家権の取得を希望しない旨の申出撤回書

（略）

借家権者	住所	
	氏名	印

（略）

備考

１　（略）

２　借家権者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

３　（略）

（通常受ける損失）

第六十七条　令第三十二条の国土交通省令で定める損失は、次に掲げるものとする。

一　借家人に係る損失であつて新たな物件の賃借に係るもの

二　（略）

２　令第三十二条の国土交通省令で定めるところにより計算した額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一～六　（略）

七　売却マンションについて借家権を有する者にあつては、次に掲げる額

イ・ロ　（略）

八　（略）

３　（略）

様式第３（第三十一条関係）

借家権の取得を希望しない旨の申出書

（略）

借家権を有する者	住所	
	氏名	印

（略）

備考

１　（略）

２　借家権を有する者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

様式第５（第三十一条関係）

借家権の取得を希望しない旨の申出撤回書

（略）

借家権を有する者	住所	
	氏名	印

（略）

備考

１　（略）

２　借家権を有する者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

３　（略）